役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク TAMA (以下「当団体」という。)の定款第 18 条に基づき、本法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。 常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
 - (3) 常勤の監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
 - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬を受ける人数)

第3条 特定非営利活動促進法第2条第2項第1号ロに基づき、役員のうち報酬を受ける者の数は、 役員総数の3分の1以下でなければならない。

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事及び常勤の幹事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 240 万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた 常勤の理事の報酬等の額を、定期総会に報告するものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第5条 本法人は、役員に対して、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等 の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額(ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を毎月 15 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第7条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会を経て総会の決議で行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。 (令和4年5月27日 総会決議)